(2)－1　各組織　役員年報酬について　　単位：円

組織	組織役員年報酬（※長寿命化のみの集落は除く）						
	代表	副代表	書記	会計	監査役	その他役員	
脇の前	50,000	－	20,000	20,000	－	役員	20,000
農地・水・平和	50,000	30,000	40,000	40,000	30,000	幹事	20,000
上地域	20,000	20,000	20,000	50,000	－	連絡員	20,000
幸野溝	20,000	10,000	－	－	－	連絡員	10,000
久鹿	40,000	30,000	40,000	40,000	30,000	用水班長	30,000
岡留	50,000	40,000	40,000	50,000	30,000	－	－
上代	30,000	10,000	20,000	20,000	－	水利班長	45,000
						連絡員	10,000
寺池	30,000	20,000	30,000	30,000	－	水利班長	10,000
深田東	50,000	20,000	50,000	－	－		
上南	30,000	20,000	30,000	30,000	－	連絡員	10,000
						幹事	10,000
あらた	75,000	25,000	55,000	55,000	－	幹事	15,000
二子	60,000	40,000	－	－	－	運営委員	40,000
						連絡員	2,000
須恵・深田畑	20,000	15,000	15,000	15,000	－	幹事	10,000
今井	50,000	40,000	40,000	－	－	幹事	10,000
湯の原	15,000	10,000	10,000		－	連絡員	10,000
阿蘇諏訪	10,000	5,000	5,000	5,000	－	－	－
瀬ノ上	10,000	－	－	－	－	連絡員	5,000
岡原百太郎	60,000	30,000	－	－	－	支部長	30,000
築地	60,000	30,000	20,000	20,000	－	幹事	20,000
						水利班長	
						作業班長	
中・竹	60,000	30,000	－	－	－	連絡員	30,000
古草城・明廿	60,000	40,000	40,000	－	－	幹事	30,000
柳別府	60,000	40,000	－	－	－	連絡員	25,000
湧川隊	60,000	40,000	40,000	40,000	－	幹事	40,000
大島	50,000	30,000	40,000		－	連絡員	20,000

(2)－2　あさぎり町運営委員　役員年報酬について　　単位：円

運営委員会	あさぎり町運営委員　役員年報酬					
	会長	副会長	会計	監査役	委員	
	50,000	25,000	40,000	25,000	20,000	

※副会長が会長又は会計の代理を務めた年は、年報酬額はその年度内に協議して決める。

※中山間集落選出委員分については、長寿命化の予算から支出

※会長及び副会長並びに会計は、必要に応じて事務局が処理する書類について決裁を行う。（報酬に含む）

※監査は、年2回（中間・期末）行うこととし、監査役にて行う。（外部監査もあり）（会長等の参加も可。）

※監査役のうち1名は、土地改良区（代表者）の中から選出する。

※役員改選の際の運営委員会の費用弁償は旧・新役員ともに支払う。

※各土地改良区代表者が委員を務めている場合は、土地改良区としての業務と兼任しているものと考えるので、その委員には年報酬は支払わない。

平成27年4月1日施行	令和3年3月29日一部改正
平成27年7月31日一部改正	令和4年4月18日一部改正
平成28年3月10日一部改正	令和4年10月24日一部改正
平成28年6月28日一部改正	
平成28年10月18日一部改正	
平成29年3月23日一部改正	
平成29年6月26日一部改正	
平成30年3月22日一部改正	
平成30年4月16日一部改正	
平成30年6月26日一部改正	
令和元年6月25日一部改正	
令和2年3月30日一部改正	
令和2年6月25日一部改正	

あさぎり町広域協定運営委員会規則第30条に定める細則については、以下のとおりとする。

(1)－1 各組織の活動に係る作業単価等について

		単　価	単　位
作業日当		1,000円	1時間
会議日当		2,000円以内	1回
機械損料	刈払機	1,500円以内	1回（燃料費含む） ただし、1,200円を超える場合は、刃は配布しないこととする。
	チェンソー	1,500円以内	1回（燃料費含む）
	軽トラ	1,000円	1時間（燃料費含む） ※上限3,000円とする。
	ダンプ・トラック	4,000円以内	半日まで（燃料費含む）
		1,000円以内	以降1時間ごとに
	油圧ショベル （バックホウ・ユンボ）	4,000円以内	1時間（燃料費別）
	ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ （タイヤショベル）		
	動力噴霧器	5,000円以内	1回（燃料費含む）
	ミスト機 （背負い式動噴）	500円以内	1時間（燃料費含む）
	小型耕運機(管理機）	1,500円以内	1回（燃料費含む）
	ブロアー	500円以内	1時間（燃料費含む）
	フォークリフト	1,000円以内	1時間（燃料費含む）
	コンクリートミキサー	3,000円以内	1回（燃料費含む）
	歩行型草刈機 （動力モア）	2,000円以内	1時間（燃料費含む）

		単　価	単　位
機械損料	トラッシュポンプ （エンジンポンプ）	400円以内	1時間（燃料費含む）
	バキュームカー（2.5t）	3,300円以内	1時間（燃料費および動力源のトラクター代含む）
	バーナー（カセットボンベ式・灯油式・プロパンガス式）	500円以内	1時間（燃料費含む）
	発電機 （0.85kVA～3.5KVA）	300円以内	1時間（燃料費含む）
	ディスクグラインダー （サンダー）	200円以内	1時間（刃代含む）
	農耕車両（作業）	あさぎり町作業受委託作業料金に準ずる	オペレーター代含む
	その他特殊機械	リース会社に準ずる	
	特殊資格手当	500円以内	1時間（日当と別に支給） 但し、下記の特殊な資格を要する場合 ・車両系建設機械運転者（油圧ショベル・ホイルローダー） ・フォークリフト運転技能講習を受講
子供会等で参加した児童への支給		500円以内	人/回　ただし、文具・図書券・お菓子等とする。
町外研修費	車両借り上げ料（リース）	実費分	
	車両借り上げ料（個人車）	2,000円以内	人吉・球磨郡内
		4,000円以内	人吉・球磨郡外
	運転手謝礼	2,000円	日帰り/日
	交通費（燃料費・高速代）	実費分	
	昼食・夜食費	支払不可	
	駐車料金	実費分	
	宿泊費	実費分	但し、ビジネスホテルクラスとする
	研修先への謝礼	3,000円以内	
	人吉・球磨郡内研修時の日当※		※作業日当に準ずるが、研修時間のみの支払とする
	人吉・球磨郡外研修時の日当	5,000円以内	
	その他必要と認める経費	実費分	会長が認めるもの
各組織・運営委員の役員報酬		別紙のとおり	

*燃料は満タンの状態で作業を開始し、無くなったら、燃料を購入して補充する。
*参加団体にシルバー人材センターを位置づけた場合、その日当等はシルバー人材センターの規定に準じることとする。

(1)－2 運営委員会　委員の活動に係る作業単価等について

費用弁償 （運営委員会等の会議日当）	単　価	単　位
あさぎり町外	2,000円	1回
あさぎり町内	1,500円	1回